

各位

法政大学

体育会レスリング部に関わるスポーツ推薦入試等の適切性の検証について

法政大学（以下「本学」といいます）は、外部からの問い合わせにより、過去の「スポーツに優れた者の特別推薦入学試験」（以下「スポーツ推薦入試」といいます）において、著しく実力が不足する者を入学させたのではないかなどの疑義が呈せられたことを受け、その実態を調査・検証し対応策をまとめましたので、その概要をご報告いたします。

なお、プライバシーに配慮した記述とさせていただきますので、ご了承ください。

### 1. 調査に至る経緯

2021年2月に外部からの問い合わせにより、以下の点について疑義が呈されました。

- ① 本学のスポーツ推薦入試において、過去に、A氏（女子）が競技の実力が不足するにも関わらず合格の判定を受け、本学に入学し本学体育会レスリング部（以下「レスリング部」といいます）に入部したのではないか
- ② 過去にレスリング部の監督（以下「B元監督」といいます。在任期間は2004年度から2014年度まで）が辞任した背景に不適切な会計処理があったのではないか

本学は、これらの疑義について、事実関係を明確にして適切な対応をとる必要があると判断し、2021年3月3日、本件に関する調査委員会（以下「調査委員会」といいます）を設置し、同年5月10日にその報告書を受領しました。

### 2. 調査概要

- (1) 調査内容：①A氏のスポーツ推薦入試の出願・選抜のプロセスの適切性  
②B元監督在任期間中のレスリング部における会計処理の適切性
- (2) 調査委員：外部の弁護士（2名）と本学専任教員（1名）
- (3) 調査期間：2021年3月3日～5月10日
- (4) 調査方法：ヒアリングによる調査、本学が保有する資料・一般に入手可能な公開情報に基づく調査
- (5) 調査対象：関係者 計11名

### 3. 調査に基づく検証結果

- (1) A氏のスポーツ推薦入試の出願・選抜のプロセスの適切性について

調査の結果、A氏は、本学が定めるスポーツ推薦入試の出願資格（以下「出願資格」といいます）を充たして出願し、適切に実施されたスポーツ推薦入試に合格し、本学に入学してレスリング部に入部したことが明らかになりました。しかし、レスリングの選手としてのA氏の実力が不足していたことも確認されました。なお、A氏は、所定の単位を修得し、すでに本学を卒業しています。

また、A氏の入学までのプロセスにおいて、B元監督の行動とレスリング部の部長（本学専任教員。以下「C部長」といいます）の対応に不適切なところがみられましたが、A氏の入学に当たって、何らかの不当な口利きやあっせん、便宜供与、不適切な金銭の授受は確認されず、いわゆる「不正入試」が行われたと判断することはできませんでした。

### ① A氏のレスリングへの取り組み

A氏は、高校1年時に、高校の教諭でレスリングの指導者・審判員でもある父親D氏の指導の下でレスリングの練習をするようになり、高校2年時に、全日本女子レスリング連盟主催の全日本女子オープン選手権大会の最軽量級に出場しました。ただし、この大会はオープン参加で誰もが出場できるものであり、D氏は、A氏が「記念出場」したにすぎずA氏の実力が不足していたことを認めています。

全日本女子オープン選手権大会は、五輪メダリスト級の選手が出場することもあり得ます。A氏の対戦相手も、後に世界大会で優勝するなどの成績を収めています。ただし、レスリングの最軽量級は選手層が薄いため出場者が恒常的に少なく、複数名のエントリーがなく、非開催となることもあるようです。A氏がこれに出場した年度には、A氏を含む2名のエントリーがあり、A氏は、この試合においてテクニカルフォール負けで2名中2位となりました。

### ② スポーツ推薦入試と出願資格

スポーツ推薦入試は、出願資格を充たす高校生であって、本学体育会に所属する各部（以下「体育会各部」といいます）がその強化のために必要と判断した者の推薦を所属高校に依頼し、その推薦と体育会各部の部長（本学専任教員）の承認をもって出願を認め、小論文と面接の試験を課し、これらを出願書類とともに総合的に評価して合否を判定するものです。

スポーツ推薦入試では、体育会各部に推薦枠が割り振られています（推薦枠のない部もあります）。レスリング部は、当時、6名の推薦枠を与えられていました。このうち4名分は、男女共通の枠で、毎年度充足しなくても原則として枠が削減されないものであり、残りの2名分は、女子のみを推薦することができる枠で、部の競技成績や枠の充足状況に照らし単年度ごとに見直されていました。

出願資格には、学業成績や競技実績に加え、入学後に自身が推薦対象とされた部に入学して同じスポーツを継続する意志を有することが含まれています。競技実績は、高校在学中に出場した大会等の順位等によって定められており、レスリング部の場合、全日本女子オープン選手権大会で2位以内であることが含まれています。

本学は、女子レスリングは競技人口が少なく高校の部活動でそれが行われることが稀であることに鑑み、オープン参加の大会での2位以内の競技実績で出願を認めること自体は適切であると評価しています。

### ③ A氏の本学への出願の経緯

当時、レスリング部では、B元監督がスポーツ推薦入試の推薦対象者の部内決定を実質的に担当しており、C部長は、B元監督が探してきた高校生をそのままレスリング部からの推薦対象者として承認していました。

B元監督は、A氏が高校3年生の夏ころに、父親のD氏を介してA氏にスポーツ推薦入試への出願を勧めました。A氏は、B元監督との面談の上で、出願に相応しい実力を有しているか疑問を抱きつつも、B元監督の指導があれば大学でレスリングを継続できると考え、出願を決意しました。

B元監督がA氏を推薦対象者としたのは、女子の推薦対象者が見つからず翌年度の推薦枠が減らされることをおそれたためです。B元監督は、A氏の競技実績を確認していたものの、A氏の試合や練習の様子を一度も見たことがなく、A氏の実力の確認を怠っていました。

### ④ A氏のレスリング部入部

レスリング部では、A氏の本学入学直前の2月に、スポーツ推薦入試による入学予定者（合格者）も参加する合宿が開催され、その指導に当たったコーチが、A氏の実力不足に気づき、これをC部長に報告しました。

C部長が父親のD氏と面会したところ、D氏から入学辞退への言及があったものの、A氏が出願資格を充たしてスポーツ推薦入試に出願しすでに合格となっており、入学辞退となれば「浪人」することになることから、C部長は、入学後4年間レスリングを続け、場合によってはマネージャーとしてレスリング部のために尽くして欲しいと述べるにとどめました。

C部長は、この件を本学の担当部局である保健体育部（当時。現「保健体育センター」）や入学センターに報告しませんでした。このため、本学は、この時点で、一連の動きを把握するに至りませんでした。

#### ⑤ B元監督の事実上の解任

C部長は、同時期に問題視されていたB元監督による部費の不適切な使用・会計処理（後述）と、A氏の実力に関する疑義を理由に、A氏が本学に入学する直前の3月に、B元監督を、事実上、解任しました。

このことは、翌4月にC部長から、「B元監督の仕事の都合によりレスリング部の監督がB元監督から現在の監督に交代した」旨の監督交代届が提出されることによって、本学に届け出られています。

#### ⑥ A氏のレスリング部での活動

A氏は、レスリング部入部後、大学1年次の夏ころまで選手として活動し、その後、マネージャーに転向しました（正式就任は大学1年次の12月）。これは、レスリング部のコーチが実力不足のA氏を無理に練習や試合に参加させれば怪我等の危険が高いと判断したためです。

### (2) B元監督在任期間中のレスリング部における会計処理の適切性

調査の結果、B元監督は、監督在任期間中に、①部員から部費を徴収したにも関わらずこれを本学に報告せず、②部費のうち一部を不適切に使用し、③部費を杜撰かつ不透明に管理していたことが確認されました。ただし、レスリング部がB元監督と協議し、不適切な使用として確認された約300万円をレスリング部に返還する旨の合意書が交わされ、すでにその全額がB元監督からレスリング部に返還されています。このため、この件は当事者間で解決済みです。C部長がB元監督を事実上解任した理由の一つが、この会計処理の不適切さにあったことは、すでに述べました。

なお、B元監督の退任後から現在までのレスリング部の会計処理を今回の調査であわせて検証したところ、不適切な点は確認されませんでした。

## 4. 本学の問題認識

### (1) 実力不足のA氏が本学にスポーツ推薦入試で入学したことについて

①B元監督がレスリング部の推薦枠を減らしたくないがためにA氏にその実力を確認することなく出願を勧めたことと、②C部長が入学前にA氏の実力不足を認識していたにも関わらず、そのことを本学の担当部局に報告しなかったことは、いずれもスポーツ推薦入試の制度の目的に照らして不適切な行為でした。A氏には、B元監督からの勧めがあり父親のD氏の仲介もあったこと、本学入学後に短期間とはいえ選手としてレスリングに取り組み、その後、マネージャーとなって卒業までレスリング部を支

えたことなど、汲むべき事情があるといえます。これに対し、D氏は、レスリングの指導者・審判員であってA氏の実力不足を認識することができ、しかも、当時は高校の教諭であって大学入試制度を熟知していたはずであるにも関わらず、B元監督の勧めを断りませんでした。これは遺憾な対応であったといわざるを得ません。

本学は、B元監督によるスポーツ推薦入試制度の恣意的な運用を許してしまったことを深刻な問題であると認識しています。組織としてのチェック機能が働かない状態だったことが露呈しました。

A氏は出願資格を充たしており、出願後の試験も適切に実施され、A氏の本学入学に当たり不当な口利きやあっせん、便宜供与、不適切な金銭の授受などが確認されず、不正入試には該当しないと判断できますが、本学は、今回の事態を若者の人生を翻弄しかねない重大な問題であると認識しており、再発防止を徹底していく所存です。

## (2) B元監督によるレスリング部の部費の不適切な使用・管理について

B元監督による不適切な部費の使用・管理が重大な問題であることは、いうまでもありません。この件が当事者間で解決済みであるとはいえ、B元監督が部費を不適切に使用し、また、部費を適切に管理していなかったことは、B元監督の指導者として不適切さを示すだけでなく、本学の管理・監督の甘さを露呈させました。部費の使用・管理には透明性・正確性が求められると認識しています。

## 5. 関係者の処分等について

### (1) 実力不足のA氏が本学にスポーツ推薦入試で入学したことについて

本学は、実力不足のA氏が本学にスポーツ推薦入試で入学したことに関わって、スポーツ推薦入試の制度の目的に照らして不適切な行為がされたことに鑑み、次のように関係者の処分等を行います。

- ・ B元監督：A氏の入学に関わって行った不適切な行為について、本来であれば、重い処分とすべきだが、すでに事実上の解任により監督を退任しているため、遺憾ながら、処分することができない。このため、本学は、厳重な抗議を行う。
- ・ C部長：A氏の入学に関わって適切な対応をとらなかったため、本学は、レスリング部の部長を辞任するよう勧告する。なお、すでに辞任勧告を受けてC部長から辞任届が提出されている。
- ・ A氏：出願から入学までの経緯、入学後の学業・部活動への取組状況に鑑み、資格の変更は行わない。なお、本学は、本学と直接に関係のない父親D氏を処分することができないが、遺憾の意を表するために、D氏に本件の調査結果と本学の認識を伝達する。

### (2) B元監督によるレスリング部の部費の不適切な使用・管理について

本学は、B元監督による不適切な部費の使用・管理については、当事者間で解決済みですので、関係者の処分等を実施しません。

## 6. 再発防止について

### (1) スポーツ推薦入試制度の適切な運用に向けた取り組み

本学では、すでにスポーツ推薦入試制度について、その適切性を検証し、必要な見直しを実施しています。今回のレスリング部の事案を受けて、この取り組みをさらに進めていく所存です。

現在では、出場者数が少なかったり競技水準が不明であったりする大会の順位等によって出願資格を

充たす受験生については、必要に応じて、他の大会の順位等の申告を追加で求め、また、所属高校や競技団体に当該受験生のスポーツの実力についてのヒアリングを実施しており、これをさらに徹底します。これらに加えて、部長や監督向けのコンプライアンス研修を実施します。

## (2) 体育会運動部の会計の正確性・透明性の向上に向けた取り組み

本学では、すでに体育会各部のガバナンス改革を行い、2018年度から、体育会各部の部費の使用・管理を健全化させる取り組みを実施しました。今回のレスリング部の事案を受けて、この取り組みをさらに進める所存です。

本学では、2018年4月に体育会会計処理基準を設け、それに基づき、体育会各部の会計責任者(学生)が会計処理に当たり、これを体育会各部の部長および監督が指導・監督する体制をとっています。会計責任者は、保健体育センターが実施する会計処理研修を受講することを義務付けられています。今後は、体育会各部に、会計責任者を複数置くことを義務付け、その会計処理を月次で部長・監督がこれをチェックする体制をとり、毎年度の収支報告書を保証人(保護者等)に開示することを義務付けます。

保健体育センターでは、会計処理研修を実施するとともに、会計処理マニュアルを作成し体育会各部に提供しています。また、体育会各部に収支決算書を作成させ、これを年度ごとに保健体育センターにて監査し、かつ、保健体育センター長の承認がなければならないものとしています。今後は、保健体育センターにて、体育会各部の部員の人数や金額の多寡に応じて四半期ごとの会計処理の確認を実施します。また、体育会各部において臨時に徴収される部員負担金(合宿費など)については、それに独自の会計報告を求めます。

以上